

令和6年度交通遺児就学奨励金給付のご案内

令和6年9月
広島県社会福祉協議会
(総務企画課)

【目 的】

この制度は、交通遺児の家庭に就学奨励金を給付し、交通遺児の就学の援助を行うものです。

【給付の対象となる要件】

次の1～3の要件を全て満たしている児童、生徒を対象とします。

なお、給付を希望する児童、生徒の保護者に対して給付します。

- 1 交通遺児であること * 次の(1)～(3)の要件をすべて満たしていること
 - (1) 父、母またはその両者を交通事故により失った児童、生徒
 - (2) 広島県内の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及び特別支援学校並びにこれらと同等の課程をもつ専修学校または各種学校に就学中の遺児
 - (3) 遺児を保護している父または母が、現在も婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）していないこと
- 2 遺児、保護者ともに広島県内に住所を有する者であること
- 3 経済的に困窮している世帯であること * 次の(1)(2)のいずれかに該当していること
 - (1) 令和6年度において生活保護の受給が決定されていること
 - (2) 令和6年度中に、次のア～エのいずれかに該当していること
 - ア 小・中学校、特別支援学校の児童、生徒の保護者で就学援助を受けている者
 - イ 高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校の生徒の保護者で、就学支援金等、授業料の減免または授業料等軽減補助金を受けている者
 - ウ 地方税法にもとづく個人事業税の減免又は市町村民税の非課税・減免を受けている者
 - エ その他、これらに準ずると認められる者

※1 対象者の学校種別について、次のとおりです。

①小学校には、特別支援学校の小学部及び各種学校の小学校と同等の課程を含みます。

②中学校には、特別支援学校の中学部及び各種学校の中学校と同等の課程を含みます。

③高等学校等には、高等専門学校、特別支援学校の高等部及び専修学校又は各種学校の高等学校と同等の課程を含みます。

※2 高等専門学校の4年生及び5年生は対象になりません。

※3 交通事故以外（自殺、災害等）の遺児や、両親が離婚後に離別した父親または母親が交通事故に遭い亡くなられた場合は対象となりません。